



福祉のまちづくりのために



● 第2次 函館市地域福祉計画 ●

(平成21年度～平成25年度)



函 館 市

はじめに



少子高齢化の進行や深刻な経済不況、さらには、虐待や引きこもりなど、福祉を取り巻く環境はますます複雑・多様化しており、このようななか、すべての人が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを送ることができるよう、これまで高齢者、障がい者、子育てに関する計画を策定し、各種福祉サービスの提供に取り組んでまいりましたが、地域においては、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題、例えば、制度の谷間にある人への支援や個々の制度だけでは不十分なケース、さらには公的な制度の対象にはなじまないニーズへの対応などの課題が生じてきています。

これらの課題に対応するためには、住民・地域・行政が協力し合いながら解決に向かう仕組みをつくることが必要であり、また、このような仕組みをつくることは、住民の自己実現意欲を生かすことにもつながっていくものと考えております。

本市では、すべての市民が福祉に対する理解を深めるとともに、情報を共有し、相互に連携・協力しながら地域福祉の推進に取り組むことをめざし、平成16年度に地域福祉計画を策定し、地域福祉の基本理念や基本的方策のほか、その取組みにおける協働・連携や役割分担のあり方などを取りまとめ、地域福祉の周知・啓発に努めてきたところですが、より具体的な取組みを進めるため、このたび「第2次函館市地域福祉計画」を策定しました。

一人ひとりが地域福祉の意義と必要性を認識し、これまで以上に住民・地域・行政が手を携えることにより、地域の人々が安心して暮らせる「共に支え合う社会」の構築に尽力してまいりたいと考えております。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました地域懇談会や計画策定委員会の皆様をはじめ、関係団体の皆様から厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

函館市長 西尾 正 範

目次

はじめに

I 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉とは何か	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	1
II 地域福祉計画と他施策との関係	2
1 福祉のまちづくり条例との関係	2
2 既存福祉計画との関係	2
III 地域福祉計画の考え方	4
1 地域福祉の基本理念	4
(1) 住民参加	4
(2) 共に生きる社会づくり	4
(3) 男女共同参画	4
(4) 福祉文化の創造	4
2 計画の基本的方策	5
3 計画の体系図	6
IV 計画の基本的方策と具体的な事例	8
1 地域での支援体制の構築	8
2 住民参加・人材育成の促進	10
3 活動団体の連携体制の整備	12
4 情報の共有化の促進	14
5 地域資源の活用	16
6 意識の醸成	18

V	各地区の状況	20
1	地区の区分	20
2	地区における課題等	24
(1)	西部地区	25
(2)	中央部地区	26
(3)	東央部地区	27
(4)	北東部地区	28
(5)	北部地区	29
(6)	東部地区	30
VI	地域福祉計画を推進するための施策	31
1	適切な圏域の設定	31
2	地域福祉コーディネーターの設置	32
3	モデル地区での実践	32
VII	計画の推進	33

資料編

・	計画策定の経過	35
・	函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱	36
・	函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿	38

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、地域で相互に支え合う意識の希薄化、さらには、生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題、例えば、公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援、あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このような課題に対応するためには、身近な地域におけるこれまでの取組みを有効に活用しながら、公的な福祉サービスと市民の自主的な活動の連携によって、利用者本位のサービスを総合的に提供する「共に支え合う社会」を構築することが求められます。

2 地域福祉とは何か

地域福祉とは、地域住民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として日常生活を営み、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことをいいます。

したがって、地域福祉を進めていくためには、すべての市民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するなど、行政だけではなく、地域住民や地域で活動する団体、事業者がさまざまな情報を共有し、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

3 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには、地域福祉という考え方を共有し、地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は、誰にも起こり得るものであり、住民の間でそれを共有し、解決に向かうような仕組みをつくっていくことは、地域の人々が安心して暮らせることにつながっていくものと考えられます。

本市においては、そのような仕組みづくりをめざし、平成16年度に地域福祉計画を策定し、地域福祉の理念の普及に努めてまいりましたが、地域福祉についてより具体的に取り組むことができるよう、第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

4 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年とします。

II 地域福祉計画と他施策との関係

1 福祉のまちづくり条例との関係

福祉のまちづくり条例では、その目的を「すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかななくてはならない」とし、市、事業者および市民は、この目的に向かって、連携協力しながら取り組むこととしております。

したがって、福祉のまちづくり条例の目的を達成するためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支え合い、連携し合うことのできるシステムづくりが不可欠ですが、この取組みこそ、地域福祉の推進そのものであることから、地域福祉計画と福祉のまちづくり条例がめざすまちの姿は同じものです。

2 既存福祉計画との関係

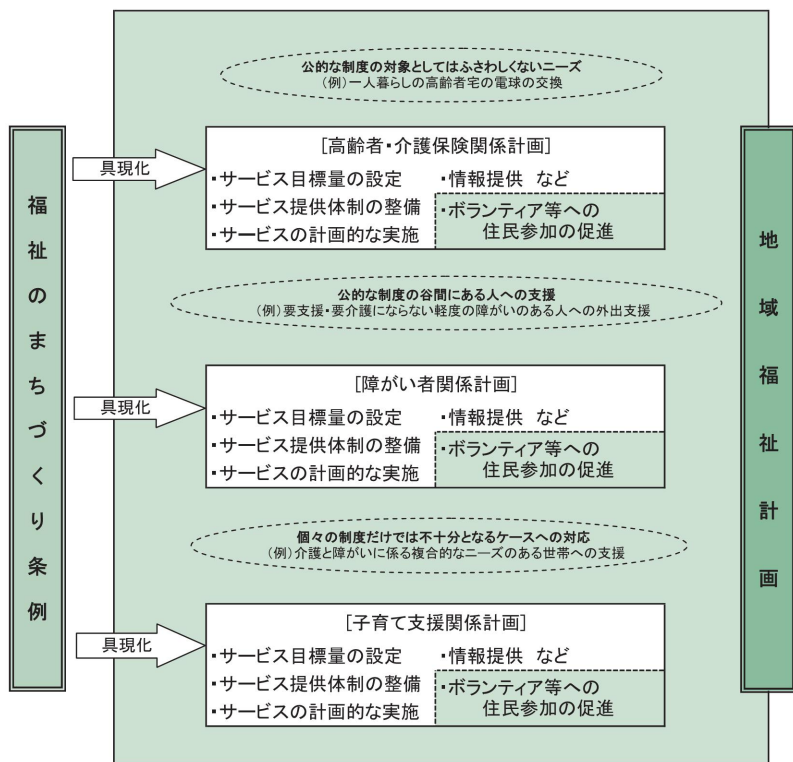
本市においては、これまで、福祉のまちづくり条例の目的を具現化するために、公的な福祉サービスに係る個別計画として高齢者や障がい者、子育てに関する計画をそれぞれ策定し、福祉サービスの目標量を設定しながらサービス提供体制の整備等を図るとともに、ボランティアやNPO法人などによる積極的な参加を促進してきました。

地域福祉計画は、こうした取組みに加え、住民・地域・行政が地域福祉の理念を共有しながら、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題に協働して取り組み、共に支え合う地域社会をつくるために、地域福祉への参加の促進や地域福祉に係る意識の醸成などに関する方策をまとめたものです。

■災害時等の要援護者避難支援対策■

平成17年に国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、函館市においても新たに計画を策定し、災害時に援護を必要とする方々への避難支援対策に取り組むこととしています。

<地域福祉計画と他施策との関係（イメージ図）>



個別計画で対応する部分

地域福祉計画で対応する部分



III 地域福祉計画の考え方

1 地域福祉の基本理念

国が示した地域福祉計画の策定指針においては、次の4つを地域福祉の理念として掲げており、第2次地域福祉計画においてもその考え方を踏まえています。

(1) 住民参加

障がいの有無、年齢、性別など、人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが、こうした特性等を超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして、このような社会は、福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって、このような意識を共有し、地域福祉を推進していくためには、計画の策定段階から具体の取組みにいたるさまざまな場面において、住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

(2) 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえで、人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。

また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

(3) 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり、地域福祉を推進するための諸活動は、男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

(4) 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、事業者とも連携しながら福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

2 計画の基本的方策

この計画は、地域福祉の基本理念を踏まえ、さらには、地域懇談会等で把握した市の実情を勘案しながら、本市として地域福祉を進めるために必要な取組みを6項目にまとめ、これらを課題解決に向けた基本的方策として位置付け、住民・地域・行政の役割分担や協力・連携という視点での取組みも視野に入れながら地域福祉を推進していきます。

- (1) 地域での支援体制の構築
- (2) 住民参加・人材育成の促進
- (3) 活動団体の連携体制の整備
- (4) 情報の共有化の促進
- (5) 地域資源の活用
- (6) 意識の醸成



3 計画の体系図

地域福祉の基本理念 (4ページ)

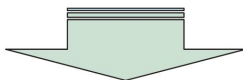
国の策定指針において、地域福祉の理念として掲げられているもの

1 住民参加

障がいの有無、年齢、性別などを超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されることが必要

2 共に生きる社会づくり

人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要



計画の基本的方策 (8ページ～19ページ)

基本理念を踏まえ、市として取り組むもの

① 地域での支援体制の構築

【推進の方向性】

- 日常的な近所付き合いの再構築
- 信頼できる人間関係の構築
- 情報の共有化による多方面からの支援体制の構築
- 若い世代や働き盛りの世代が参加しやすい地域活動の設定
- 団塊の世代の地域活動への参加の促進
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進

② 住民参加・人材育成の促進

【推進の方向性】

- 地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
- 知識や経験を生かしながら活動に参加できる仕組みの構築
- ボランティアなど地域活動の体験ができる機会の提供
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- 地域活動に関する研修等の機会の提供
- 住民参加の機会の拡大

③ 活動団体の連携体制の整備

【推進の方向性】

- 情報交換や交流の機会の設定
- 協働して活動できる組織の創出
- 個々の組織が持つ専門的なノウハウの提供・共有

3 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意志決定や諸活動に参画していくことが必要

4 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、サービスの提供に主体的に関わるとともに、サービスを提供する事業者も、自らのサービスを利用者の立場に立って検証することが必要

④ 情報の共有化の促進

【推進の方向性】

- 情報交換や交流の機会の設定
- プライバシーや個人情報の取扱いに関する正しい知識の普及・啓発

⑤ 地域資源の活用

【推進の方向性】

- 地域におけるマンパワーの掘り起こし
- 施設職員が持つ専門的知識の共有化
- 既存の資源を活用した、地域住民の活動の場の確保
- 地域包括支援センターの機能の拡充

⑥ 意識の醸成

【推進の方向性】

- 地域住民が主体となって活動するという意識の醸成
- ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 地域活動に関する研修等への参加の促進

IV 計画の基本的方策と具体的な事例

1 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員で、保健・医療・福祉などのサービスにつき支援体制の整備を進めます。

【現状と課題】

市民意識の向上と市民ニーズの多様化・複雑化などにより、行政が主体となって提供するサービスのみでは、利用者の実態に合った対応が難しい場面が生じている状況があることから、これからの市の福祉施策や事業の展開においては、市民や地域で活動している団体の自由で柔軟な発想を生かすための仕組みづくりが求められています。

- 地域での交流や人とのつながりの希薄化
- 地域で活動している特定の人への負担の集中
- 町会の加入率の低下と組織の高齢化
- 地域活動を次世代につなげていくためのマンパワーの不足
- 活動団体の厳しい財政事情
- 公的な福祉サービスを補完する地域活動の必要性

【推進の方向性】

地域住民の参加による活動を展開していくためには、活動の意義や必要性を住民自らが理解し、行動することが重要です。

このためにも、町会や医療機関、福祉施設などの社会資源を活用するとともに、地域において活動の核となる人材の育成などを通じて、身近な地域で相談やサービスが受けられる体制の整備を進めていきます。

- 日常的な近所付き合いの再構築
- 信頼できる人間関係の構築
- 情報の共有化による多方面からの支援体制の構築
- 若い世代や働き盛り世代が参加しやすい地域活動の設定
- 団塊の世代の地域活動への参加の促進
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進

策定委員会・地域懇談会での意見等

- ・ 向こう三軒両隣の活動は、町会活動、在宅福祉委員、民生委員の連携により今後重要な位置付けになる。
- ・ 高齢者の孤独死、引きこもりなどをどのようにしたら気付けていけるかということも大切ではないか。隣近所へのあいさつから始まる声かけが支え合いにつながる。
- ・ 在宅福祉委員と民生委員の連絡網を充実させることにより、心配な方を早く見つけることができると思う。
- ・ 在宅福祉ふれあい活動に取り組んでいるが、若い人が入ってこないため、高齢者が高齢者の世話をしている状況である。

であるという意識を持ちながら、地域住民や行政、事業者が共に協力・連携するなかで、気軽に相談を受け、サービスに関する情報を提供することができるよう、地域での

私達ができること

- 地域でできることは地域で担うという考え方で、地域福祉に取り組む。
- 声かけ等による近隣との日常的なつながりのなかで、福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に相談、連絡する。
- 地域の福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。

地域ができること

- 行政や活動団体、地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる場を設ける。
- 活動団体同士が持つ情報を共有し、身近な地域でさまざまな立場から支援することができる体制をつくる。
- 活発な活動を展開している団体を参考に、自分たちの地域の実情に合った取組みを考える。
- 行政と市民をつなぐ活動を充実させる。

行政ができること

- 出前講座や懇談会の開催等を通じて、地域活動を支援する。
- 地域において活動の核となるボランティアやNPO法人等の活動を支援する。
- 地域活動の拠点となる場の確保を支援する。
- 地域活動に関する情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に市民が参画できる機会を提供する。

2 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援活動へ参加していくことが重要であり、その大場の提供、さらには人材の養成・確保のた

【現状と課題】

地域住民が自立した生活を送るためには、それを支える社会的機運の高まりが必要です。そのため、地域住民による活動のすそ野の拡大やその意義について理解できるよう、情報提供やさまざまな相談への対応が必要であり、地域住民による活動が円滑に継続できるような環境の整備が求められています。

- 町会活動等への参加者の減少
- 地域で活動している特定の人への負担の集中
- 地域活動を次世代につなげていくためのマンパワーの不足
- 行政や地域包括支援センターなどの相談窓口へつなげる役割を担う人の確保
- 地域活動に参加する機会の充実

【推進の方向性】

地域福祉を進めるためには、福祉はすべての人にとって「自分自身の問題」という意識の醸成と、市民自らの活動への参加が大切です。

また、地域や社会の人間関係のなかでボランティアグループをつくり、市民による自主的な活動が地域の実情にあった活動へと結びついていくことが重要です。

このためにも、市民の意識や気運を高め、地域で核となる役割を担う人の育成を支援していきます。

- 地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
- 知識や経験を生かしながら活動に参加できる仕組みの構築
- ボランティアなど地域活動の体験ができる機会の提供
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- 地域活動に関する研修等の機会の提供
- 住民参加の機会の拡大

策定委員会・地域懇談会での意見等

- ・ 町会活動にはできるだけ子どもが参加するものを取り入れている。
- ・ 町会で子育てについての相談ができるようにしてほしい。
- ・ 画一的ではなく、地域ごとのあり方を認める必要がある。
- ・ 定年を迎えた方々が、自分の能力を生かしたボランティア活動により地域に貢献することを望む。
- ・ 町会に入る若い世代が少ないのは、町会活動に携わる人が高齢化し、やることが地味となり、魅力がないからかもしれない。
- ・ 町会の活動は高齢者対象のものが多く、小さくてもいいので誰でも参加できる行事を続けていけば良いと思う。
- ・ 高齢者と児童の交流はあるが、その間の世代をどう巻き込むかが課題である。

するためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら、主体的に
ためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の拡
めの事業への参加の促進を図ります。

私 達 ができること

- 地域の福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- 近隣での交流を図り、見守りや助け合いを推進する。
- 一人では地域活動に参加しづらい人がいるときには、積極的に声をかけ、誘い合う。

地 域 ができること

- 行政や活動団体、地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる場を設ける。
- 住民同士が知り合うきっかけづくりを検討する。
- 町会館等の身近な場所で地域活動の体験ができるようにするなど、住民参加の機会を提供する。
- ボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくる。

行 政 ができること

- 出前講座や懇談会の開催等を通じて、地域活動への参加を促進する。
- 地域活動に参加するための情報の提供を充実する。
- 福祉施策の立案や推進に市民が参画できる機会を提供する。
- 地域でできる簡単な介助に関する講習を実施する。

3 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公から、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービス「支え合い」が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手とかな活動をするにより地域の課題の解決を

【現状と課題】

市においては、多様な民間の活動団体によりそれぞれサービスが提供されていますが、このような団体が有機的に連携・協力しネットワークを形成することは、地域住民の活動を支援する基盤づくりとして重要であり、また、市民意識の向上とニーズの多様化・複雑化などにより、保健・福祉・医療・教育・住宅などの多種多様な専門的知識に基づくサービスの提供が求められています。

- 専門分野の知識だけでは市民のニーズに対応できない実態
- 異業種による総合的なネットワーク体制の必要性
- 多様なサービスメニューの必要性

【推進の方向性】

地域住民による活動が継続的に行われていく過程において、活動団体同士に生まれる多様なネットワークは、活動に新たな視点と発見をもたらすとともに、活動を円滑に進める推進力になります。

そのためにも、相互の理解が得られるよう、情報交換や行政と事業者の横断的な連携を推進するとともに、交流の機会や場の確保などを進めていきます。

- 情報交換や交流の機会の設定
- 個々の組織が持つ専門的なノウハウの提供・共有
- 協働して活動できる組織の創出

策定委員会・地域懇談会での意見等

- ・ 従来の町会、民生委員を主体とした活動に加えて、新しい時代のボランティアやNPO、サービス事業所、地域包括支援センターなどがかみ合って新しい地域活動の展開を図っていくことも大事である。
- ・ 民生委員、在宅福祉委員、町会の活動のなかでいろいろな行事があるが、それぞれ別ではなく三者が連携しながら進めてはどうか。
- ・ 地域包括支援センターと民生委員・町会などの横の連絡体制ができれば活動が楽になる。民生委員でも在宅福祉委員でも自分で対応できなければ、誰かに相談することが大事である。相談先を確保していることが重要である。
- ・ 町会は、地域の自治活動の基点になっているので、町会を中心として、いろいろな団体を取り込みながら、活動を進めていく必要があると思う。

的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていることか
で対応するという原則を踏まえつつ、住民が主体的に関わり支え合う、地域の「新たな
なり、それぞれの団体が有する専門的な知識・能力を共有し連携を図りながら、きめ細
め致します。

私達ができること

- さまざまな団体の活動に関心を持ち、自らがやっている活動の情報については、積極的に提供する。

地域ができること

- 個々の団体で対応できない課題は、他の団体の取組みを参考にするなど、連携を深めて解決策を見い出していく。
- 地域包括支援センターが有する関係機関とのネットワークを地域活動に活用する。
- 福祉に関わる活動団体同士の情報交換ができる体制を設ける。

行政ができること

- 従来の町会、民生委員・児童委員を主体とした活動に加えて、ボランティアやNPO、サービス提供事業者、地域包括支援センターなどが連携した、新しい地域活動の展開を支援する。
- 活動団体に関する情報の提供を充実する。

地域における福祉の実情をよく把握している
れが地域で活動し、さまざまな支援を行ってい
が円滑に進められることから、基本的人権に配

4 情報の共有化の促進

【現状と課題】

これまで、「引きこもり」や「閉じこもり」などの生活課題に対しては、民生委員・児童委員や事業者などが、個々の立場で対応することがほとんどですが、そのような対応には限界があることに加え、対応者の負担の増大にもつながるなどの課題があります。

複雑化・多様化した地域の生活課題を解決するためには、きめ細かなサービスが迅速かつ適切に提供されなければならないことから、地域福祉の推進に大きな役割を担っている町会、民生委員・児童委員、関係団体、事業者および行政がそれぞれの持つ情報を共有することが求められています。

- 個々の立場での対応の限界や負担の増大
- プライバシーの尊重と守秘義務の問題による対応の行き詰まり

【推進の方向性】

有効な情報が共有できないために支援が遅れたり、生活課題に対応できないという状況を回避するため、「生きた情報」をキーワードに、関係機関が有機的に連携し、情報の共有化によるネットワークづくりを進め、「迅速・的確」なサービスにつなげる体制の構築に努めます。

- 情報交換や交流の機会の設定
- プライバシーや個人情報の取扱いに関する正しい知識の普及・啓発

策定委員会・地域懇談会での意見等

- ・ プライバシーの問題については、個人情報の扱い方を市がいろいろな手法で市民に正しく知らせ、協力を得られるようにする必要がある。
- ・ それぞれの地域にさまざまな団体があるが、団体同士の横のつながり、情報の共有がうまくできていない。
- ・ プライバシー保護の問題もあるが、高齢者や障がい者などの要援護者に関する情報の共有をしなければ災害時等の援助はできない。
- ・ 安否確認をしようとしてもプライバシーの関係などから断られることがある。

町会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどでは、それぞれが、それぞれが持つ情報を共有化することにより、地域での要援護者への対応など慮しながら、情報の共有化を促進します。

私達ができること

- 声かけ等による近隣との日常的なつながりのなかで、福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に相談，連絡する。
- プライバシーに関する正しい知識を習得し，過敏になりすぎない。

地域ができること

- 行政や活動団体，地域住民で福祉に関する話し合いや情報交換ができる場を設ける。
- 地域活動に関する情報の共有の仕方について，地域の実情に合った方法を検討する。
- プライバシーに関する正しい知識を習得し，個人情報を適切に取り扱う。

行政ができること

- 公的サービスに関する情報の提供を充実する。
- 出前講座や地域懇談会の開催等に関する情報を提供する。
- 地域での情報交換会の開催など，情報の共有化のための場を設ける。
- 地域での福祉活動に必要な個人情報の取扱いについて考え方を整理する。

5 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは、地域住民の参加を促すことである。地域住民が必要な情報を得られ、町会館などの利用のほか、福

【現状と課題】

市内には、総合福祉センターや町会館、集会所などを拠点として、さまざまな地域活動が展開されていますが、それ以外にも福祉施設や医療機関等、活動拠点となり得る施設が数多くあります。

これからは、活動拠点としての場の確保とともに、地域において地域包括支援センターや福祉施設等の専門職員が有する知識や当該地域の取組みに関する情報が得られ、必要なサービスにつながる体制の構築が求められています。

- 地域活動の拠点となり、地域住民が気軽に集える場の確保
- 各施設の機能や役割の相互理解、補完関係の構築
- 福祉施設等の専門職員の地域活動への参加

【推進の方向性】

町会館をはじめ、保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設などの社会資源を活用し、身近な地域での相談や福祉サービスにつなげる体制の構築と地域における活動の拠点の拡充など、ソフト・ハード両面にわたる活動の促進に努めていきます。

- 地域におけるマンパワーの掘り起こし
- 既存の資源を活用した、地域住民の活動の場の確保
- 施設職員が持つ専門的知識の共有化
- 地域包括支援センターの機能の拡充

策定委員会・地域懇談会での意見等

- ・ 保育園は地域のなかで一つの拠点になっていかなければならないという流れになってきている。
- ・ 地域包括支援センターのような地域における子育ての拠点があれば良い。
- ・ 地域にあらゆる人が集まれる場所が欲しい。
- ・ 若い人もお年寄りも、引きこもりの傾向が出ているので、そういう方々が気軽に集まれるような場所を多くつくってほしい。

し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが、その実現のためには、身近なことが重要であり、また、住民と地域において活動している人との交流などが求められ、福祉施設などの職員が有する専門的な知識を生かす取組みを促進します。

私達ができること

- 地域の福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- ボランティア活動等の場として、空き店舗などの活用方法を検討する。

地域ができること

- 身近な地域で見守りや相談などの支援に携わることができる環境をつくる。
- 町会館や集会所などを高齢者や障がい者、児童との交流の場として活用する。
- 関係団体同士の連携、ネットワークづくりを進め、機能や役割の補完関係の構築など、地域資源としての強化を図る。

行政ができること

- 身近な地域で相談を受けられる体制を整備する。
- 事業者や関係団体に対し、空き家や空き店舗などの社会資源の活用を働きかける。

6 意識の醸成

地域の課題について公的な福祉サービスだけためには、その意義を市民自らが理解し、責任は担い手になることもできることから、こうし

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、市民自らが福祉サービスの担い手であることを自覚し、さまざまな活動への参加などを通じて自己研さんに励むとともに、地域福祉の意義や地域の特性を知る学習の機会を持つことが必要です。

また、福祉サービスを利用する人と提供する人が対等な立場にあるという意識を共有することが求められています。

- 地域で支え合う意識の低下
- 福祉サービス利用者の尊厳の重視と権利の擁護に関する意識の啓発
- 福祉サービスに関する知識の習得
- ボランティア意識の醸成

【推進の方向性】

地域福祉を推進するためには、地域で生活するすべての人がお互いに理解し合い、思いやることが必要であることから、こうした意識のさらなる普及・啓発に努めます。

- 地域住民が主体となって活動するという意識の醸成
- 地域活動に係る相談体制の充実
- ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- 地域活動に関する研修等への参加の促進

策定委員会・地域懇談会での意見等

- ・ 行政に負担を与えないようにするため、今後は高齢者同士で支え合うことも必要となるので、住民の意識を高めることが大切である。
- ・ P T A、町会の行事で共通している悩みは、子どもは参加するが、親は参加しないことである。
- ・ 地域のなかで自分達を見守る立場の人達がいることを子どもに教えなければならぬ。また、大人は自分の子どもだけでなく地域の一員として地域の子どもの守る意識を持ってほしい。
- ・ 子ども達には障がい者などに対する思いやりの心を育む教育が必要である。
- ・ 若い人達を対象に、もっと福祉に興味を持ってもらえる行事を行うことが大事である。
- ・ 福祉は受けるもので、自分から行動するものではないという意識が一般的であるため、サービスを受けた人が他の人を助けることもあるという意識を持たなければならず、そのために地域福祉計画があると思う。

では十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ、地域福祉を推進すると自覚を持って参加していくことが重要であり、福祉サービスの受け手が場合によって意識の醸成に取り組みます。

私達ができること

- 福祉を特定の人だけのものではなく、自分もいつかは関わる問題としてとらえる。
- 地域の福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加していく。
- 普段から何でも話し合える仲間や友達をつくり交流を深める。
- 自らの生きがいをづくりとして地域活動に参加してみる。
- 各種の交流会や学習会に積極的に参加し、知識の習得に努める。
- 地域での子育てやボランティアグループの活動などについて関心を持つ。

地域ができること

- 地域のなかで活動する場合に、福祉的な視点からの取組みを考えてみる。
- 地域活動において協力や分担のできることを話し合う。
- 町会館や集会所などで、高齢者や障がい者、児童との交流を推進する。
- ボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくる。

行政ができること

- 学校における福祉教育の充実を図る。
- 出前講座や地域懇談会の開催等を通じて、地域福祉の意識の醸成を図る。
- 地域で研修会や交流会を開催し、地域で支え合う意識の醸成を図る。
- 地域活動への参加を通じた生きがいをづくりを進める。
- 活動団体同士の交流の機会を設け、活動の輪を広げる。

V 各地区の状況

「IV 計画の基本的方策と具体的な事例」では、地域における現状、課題等を踏まえ、これからの福祉がどうあるべきか、地域で助け合い支え合う仕組みをつくるためには何が必要か、住民・地域・行政のそれぞれの立場において、協力すべきこと、自主的に取り組むべきことなど、「役割分担」を主眼に、全市的な視点で地域福祉を推進するための方向性を示してきました。

地域福祉の実践にあたっては、地域によって異なるそれぞれの実情を踏まえながら、地域住民が自主的に検討し、実際の活動に結びつけていくことが望まれます。

この章では、地域の特徴や生活課題等を踏まえながら、それぞれの地区における具体的な取組みの方向を示していますが、これらは一つの事例であり、参考にすぎないものです。

地域のそうした取組みの一つひとつの積み重ねが、地域福祉を進める大きな原動力となります。

1 地区の区分

本市は、函館山をかなめとして扇形状に広がっている地形的特徴から、人口は、函館発祥の地といえる函館山麓の西部地区から中央部、さらに、東中部、北東部、北部へと移動し、これに伴い、都市機能の集積も移動しながら市街地が形成されてきた経過があります。

また、平成16年12月1日には、戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町の3町1村との合併により渡島半島の南東部が新たに市域に加わり、行政区域が拡大しています。

函館市総合計画においては、市街地形成の歴史的経過、地形・地理的条件、土地利用の状況、都市機能の集積状況などを考慮して、西部・中央部・東中部・北東部・北部・東部の6地区に区分しており、各福祉計画においても、人口動態や社会資源になり得る福祉施設等の整備数などに違いがあることから、この地区区分に準じて施策の展開を図っています。

このようなことから、地域福祉計画においても、この6地区に区分し取組みを進めることとします。

<地区区分図>



地区区分	町	名
西部地区	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町, 松風町, 若松町	
中央部地区	千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 亀田町, 大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 金堀町, 乃木町, 柏木町	
東央部地区	川原町, 深堀町, 駒場町, 広野町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 戸倉町, 榎本町, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町	
北東部地区	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 水元町, 亀田大森町, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目, 亀田本町	
北部地区	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田港町	
東部地区	戸井地区	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原本町, 丸山町
	恵山地区	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大淵町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	樞法華地区	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 白尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

< 6 地区別の人口 >

(単位：人，%)

区 分	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
西 部	24,976	8.4	24,746	8.3	24,465	8.3	24,014	8.3	23,557	8.2
年少人口	2,188	8.8	2,177	8.8	2,147	8.8	2,118	8.8	2,096	8.9
生産年齢人口	15,256	61.1	14,951	60.4	14,613	59.7	14,088	58.7	13,600	57.7
老年人口	7,532	30.2	7,618	30.8	7,705	31.5	7,808	32.5	7,861	33.4
中央部	60,131	20.1	59,422	20.0	58,848	20.0	57,821	19.9	56,794	19.7
年少人口	6,325	10.5	6,087	10.2	5,929	10.1	5,791	10.0	5,599	9.9
生産年齢人口	38,410	63.9	37,889	63.8	37,294	63.4	36,216	62.6	35,241	62.1
老年人口	15,396	25.6	15,446	26.0	15,625	26.6	15,814	27.3	15,954	28.1
東央部	65,419	21.9	64,968	21.9	64,485	21.9	63,676	21.9	62,920	21.9
年少人口	7,788	11.9	7,552	11.6	7,331	11.4	7,126	11.2	6,849	10.9
生産年齢人口	42,283	64.6	41,790	64.3	41,103	63.7	40,048	62.9	39,171	62.3
老年人口	15,348	23.5	15,626	24.1	16,051	24.9	16,502	25.9	16,900	26.9
北東部	104,967	35.1	104,412	35.2	104,010	35.3	102,824	35.4	101,845	35.4
年少人口	14,039	13.4	13,657	13.1	13,304	12.8	12,988	12.6	12,597	12.4
生産年齢人口	71,503	68.1	70,677	67.7	69,789	67.1	68,234	66.4	67,005	65.8
老年人口	19,425	18.5	20,078	19.2	20,917	20.1	21,602	21.0	22,243	21.8
北 部	25,840	8.7	26,063	8.8	26,386	9.0	26,457	9.1	26,916	9.4
年少人口	3,531	13.7	3,589	13.8	3,657	13.9	3,684	13.9	3,791	14.1
生産年齢人口	17,674	68.4	17,665	67.8	17,735	67.2	17,596	66.5	17,806	66.2
老年人口	4,635	17.9	4,809	18.5	4,994	18.9	5,177	19.6	5,319	19.8
東 部	17,327	5.8	16,936	5.7	16,500	5.6	16,081	5.5	15,659	5.4
年少人口	2,029	11.7	1,929	11.4	1,830	11.1	1,711	10.6	1,591	10.2
生産年齢人口	10,450	60.3	10,127	59.8	9,724	58.9	9,365	58.2	9,028	57.7
老年人口	4,848	28.0	4,880	28.8	4,946	30.0	5,005	31.1	5,040	32.2
総人口	298,660	100.0	296,547	100.0	294,694	100.0	290,873	100.0	287,691	100.0
年少人口	35,900	12.0	34,991	11.8	34,198	11.6	33,418	11.5	32,523	11.3
生産年齢人口	195,576	65.5	193,099	65.1	190,258	64.6	185,547	63.8	181,851	63.2
老年人口	67,184	22.5	68,457	23.1	70,238	23.8	71,908	24.7	73,317	25.5

※1 各年の人口は3月末現在の住民基本台帳によるものであり、平成16年の東部の人口は合併以前の各町村の合算である。

※2 年少人口は0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上の人口である。

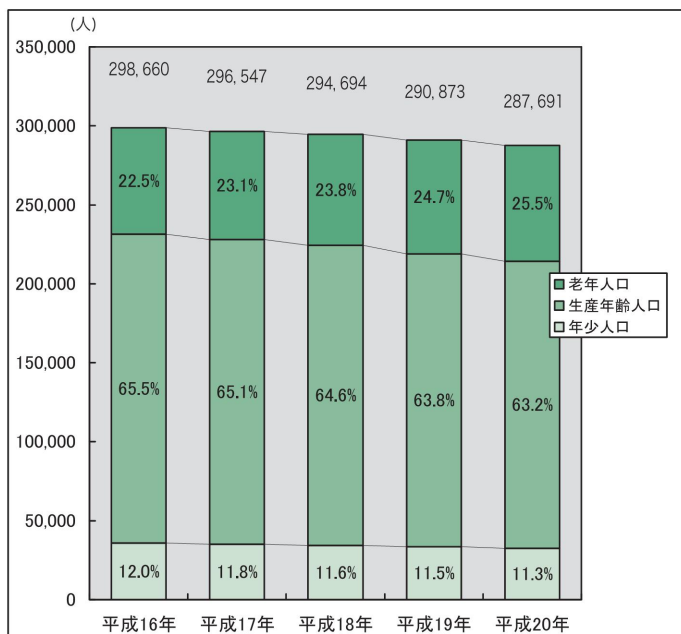
※3 各地区における人口区分の割合は、地区の総人口に対する割合であり、各地区の総人口の割合は、市総人口に対する割合である。

<人口動態の特徴>

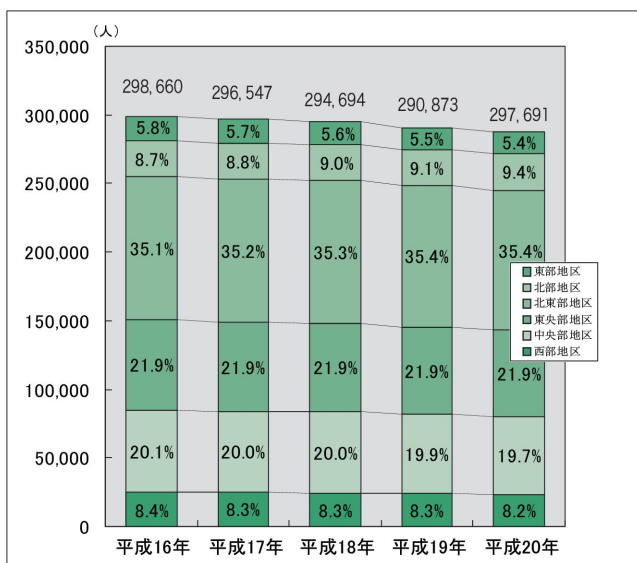
平成16年から平成20年の5か年の人口動態を見ると、少子高齢化の影響から、総人口は298,660人から287,691人と年々減少傾向にあり、地区別では、近年、開発が進んでいる北部地区で人口の増加が見られるものの、他の5地区では減少する傾向が見られます。

また、各地区の年齢区分の構成比を見ると、各地区とも年少人口の割合が減少する傾向にあるのに対し、老年人口の割合が増加する傾向にあり、地区別では、中央部地区の高齢化率の伸びが緩やかなのに対し、東央部地区、北東部地区、東部地区の高齢化率の伸びが大きいものとなっています。

【年齢別人口の推移（全市）】



【6地区別人口の推移】



2 地区における課題等

市内6地区で開催した地域懇談会では、地域で知恵を出し合いながら、これからの福祉がどうあるべきか、同じ地域に暮らす仲間として、助け合い支え合う仕組みをつくるためには何が必要であるかなどの意見交換を行い、さらには、本計画の策定にあたり設置した、福祉関係団体や学識経験者、公募の市民等で構成される「函館市地域福祉計画策定委員会」では、地域懇談会で出された意見等をもとに、計画に盛り込むべき視点や方策等について、協議を進めてきました。

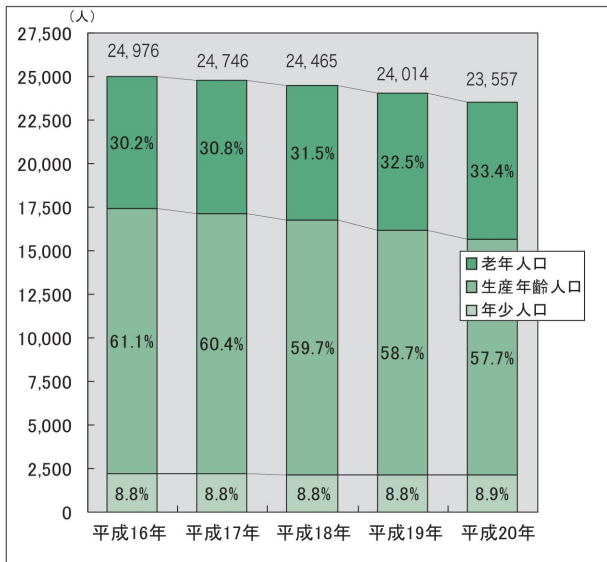
各地区それぞれの地域特性や生活課題などを踏まえた、地域福祉の取組みの方向については次のとおりですが、これらは地域懇談会での意見を集約したものです。

地域福祉を進めるために必要なことについて、さまざまな立場からの意見で共通していたのは、「地域福祉の第一歩は、まず、隣近所を知ること、地域は隣同士から始まる」ということでした。

このことが示しているように、地域福祉は、まず実際に行動してみることが大切であり、助け合い支え合う人間関係の構築も、最終的には地域住民一人ひとりの行動の積み重ねによって、はじめて実現できるものです。

(1) 西部地区

【年齢別人口の推移】



【現況・課題】

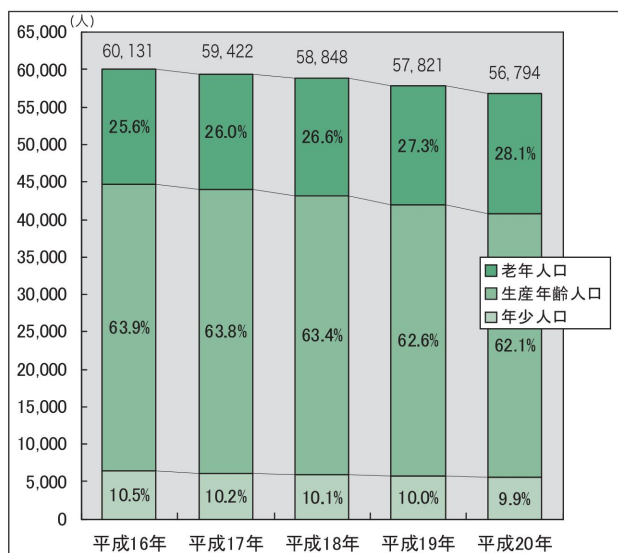
昔ながらの隣近所のつきあいが存続しており、コミュニティが比較的安定している反面、働き盛りである生産年齢人口が減少するとともに高齢化が進んでいることから、地域福祉の取組みに関しては、若い世代や次代の活動の担い手の育成・確保が課題となっている。

【地区における取組みの方向】

- 子育て支援などに対する活動への志向が強く、地域と学校との交流も見られることから、学校活動と町会活動の連携をさらに深めるほか、高齢者の知恵や経験を生かしながら、子どもに昔の遊びを教える教室を開催するなど高齢者が多いことをメリットとする活動を進める。
- 西部地区という地域の特殊性を活用し、多様な観光資源やイベントを媒体とした、世代間交流や市内他地域との交流を進めることにより、コミュニティ活動の活性化が期待できる。

(2) 中央部地区

【年齢別人口の推移】



【現況・課題】

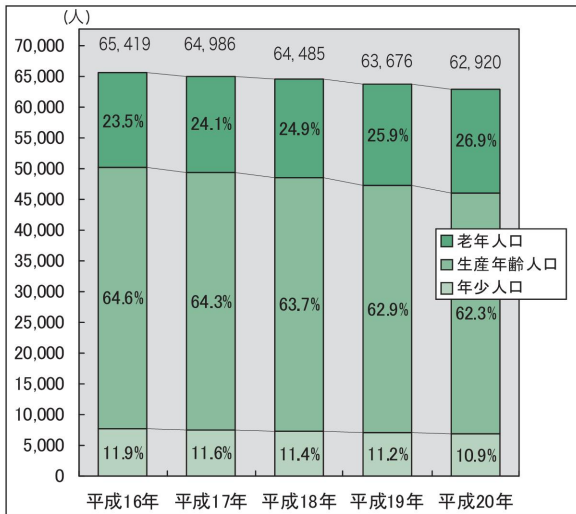
高齢化が進む一方で、生産年齢人口も減少し、総人口も減少傾向にあるため、活動の担い手となる人的資源自体が不足しており、コミュニティの維持が難しい現状となっている反面、民生委員などへの相談が他の地区よりも多い状況にあり、地域における解決の仕組みをより活性化させるため、関係団体との連携が必要となっている。

【地区における取組みの方向】

- 公共交通機関に恵まれているという地域の利便性を活用し、地域内でのコミュニティに限らず、他の地区との交流を行うことで、不足しているマンパワーを補う方策を立てる。
- 町会館をはじめとする、地域の社会資源の整備が他の地区より進んでいることから、これらを活用した地域間交流を進めるほか、地域包括支援センター等を活用し、福祉サービス関連事業者や他の地区の活動団体との連携を進めることにより、活動の担い手を補う効果が期待できる。

(3) 東中央部地区

【年齢別人口の推移】



【現況・課題】

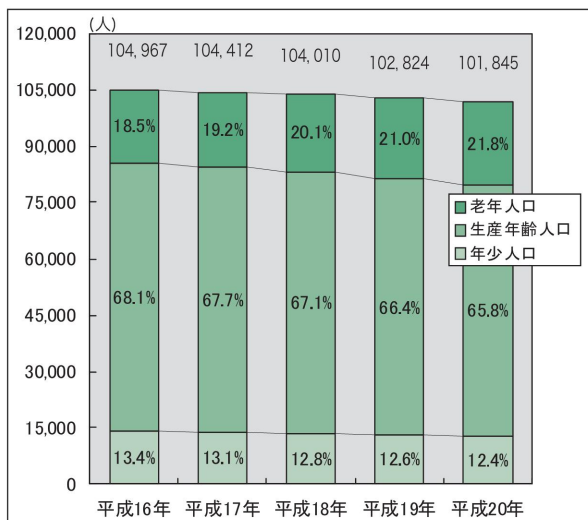
高齢化が進んでいるのに対し、総人口は微減にとどまり、一方で年少人口の割合が中央部地区や西部地区と比較し高い状況にあるが、近隣との関係では、困り事を相談し合い家族同様のつきあいをしているなど、日常生活における協力体制が構築されており、また、介護の問題への関心も高いことから、活動の活性化に向けた交流の場の確保が課題となっている。

【地区における取組みの方向】

- 地域の小学校と老人クラブの交流が行われているが、次代の担い手を育てることで、将来性のあるコミュニティの構築が期待できるため、高齢者と児童との世代間交流を活発にし、子どもの親や若い世代も巻き込んだ活動に発展させる。
- 助け合いの精神が一定程度醸成されているため、近隣とのより良い関係の維持・発展に視点を置いた取組みを進めることで、地域で支え合う関係づくりが期待できる。
- 区の面積が広大であるため、活動拠点の確保が難しい地域もあるが、整備が進んでいる特別養護老人ホームや地域包括支援センター、児童館などの社会資源を活用し、交流の場の確保を図る。

(4) 北東部地区

【年齢別人口の推移】



【現況・課題】

さまざまな役割を担い地域福祉推進の核となっている町会の組織率が低下しているほか、近隣との関係では、挨拶をする程度のつきあいであるなど、近所との関係が希薄になっている状況も見られる。

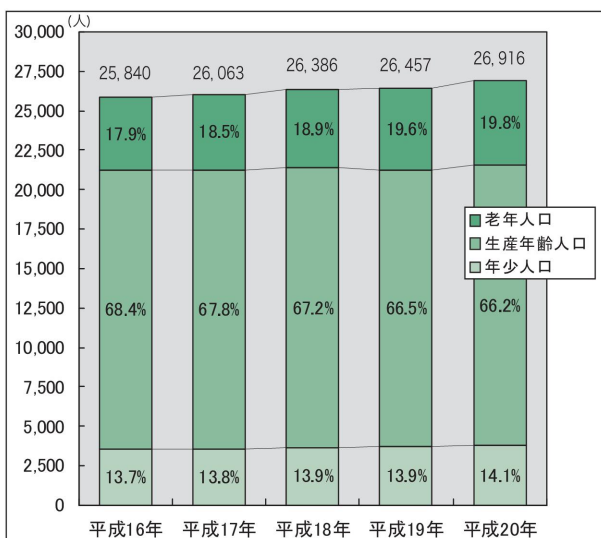
なお、子どもが多く、働き盛りの世代が多いという地域特性から、子育てや健康づくりに関する活動への参加意欲が高い傾向にあるが、若い世代の地域活動への参加が課題となっている。

【地区における取組みの方向】

- 地域の社会資源が他の地区よりも充実しているため、施設を媒体にした若い世代と高齢者との交流を活発にすることで、子どもや親を巻き込んだ取組みに広げ、地区における交流の底辺拡大を図る。
- 町会活動と地域活動の連携を進めながら、情報の共有化を図り、地域の枠を超えたサービス提供につなげることで、不足しがちなマンパワーの確保が期待できる。
- 家事や仕事などで忙しい若い世代や働き盛りの世代が、あまり負担を感じずに気軽に参加できる、多様で魅力ある活動メニューの提供を図る。

(5) 北部地区

【年齢別人口の推移】



【現況・課題】

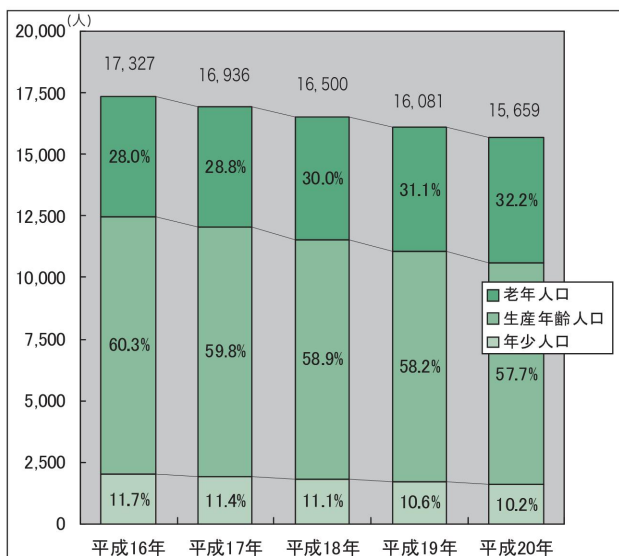
総人口が増加傾向にあるため、コミュニティも成長過程にあるが、生産年齢人口の割合が市内で最も高く、仕事等で日中、地域を離れる人が多いことや住宅開発などにより人口流入も激しいことから、近隣関係を主体にした支え合う関係づくりや働き盛りの世代の地域活動への参加が課題となっている。

【地区における取組みの方向】

- 家族介護に携わる人への支援についての意欲が高いが、家族間や同世代にとどまっている交流を世代間へと拡大していくため、子どもが多いという地域特性を生かし、学校行事と地域の行事との連携を進める。
- 子どもの自発的な取組みが見られる地域であり、これらの活動を地域福祉の活動へとつなげることで、若い世代の意識の醸成が期待できる。
- 活動団体同士の懇談会や異業種間の交流、他の地区との情報交換を通じ、魅力ある行事や多様な活動を展開するとともに、活動団体の連携・役割分担を図る。

(6) 東部地区

【年齢別人口の推移】



【現況・課題】

昔ながらの隣近所のつきあいが存続しており、コミュニティが比較的安定している反面、総人口が減少し、老年人口の増加率が市内で最も高くなっており、また、漁業などの自営業を営む世帯が多く、高齢になっても働き続ける人が多いことから、地域活動の担い手不足が課題となっている。

【地区における取組みの方向】

- 助け合いの精神が一定程度醸成されているため、隣近所のつながりを生かしたこれまでの地域活動の維持・発展に視点を置いた取組みを進めることで地域で支え合う関係づくりが期待できる。
- 地域内でのコミュニティに限らず、他の地区との交流・情報交換を通じ、不足している活動の担い手を補う方策を立てる。

VI 地域福祉計画を推進するための施策

地域福祉をより一層推進するために、次の3つの施策を展開することとします。

1 適切な圏域の設定

(1) 施策の必要性

地域福祉の活動では、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むことになるため、自ずとそのような課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることになります。

一方現状では、団体の活動内容により圏域が重層的に設定されており、それぞれの圏域において個別に活動が展開されていますが、より効率的な取組みを進めるため、取組みに応じた圏域やネットワークづくりが求められます。

(2) 施策の進め方

既存の重層的な圏域を生かしながら、取組みの内容や活動範囲に応じた適切な圏域を設定します。

【策定委員会での意見】

- ・ 地域活動の圏域を考える必要があるのではないか。圏域はサービス提供者側ではなく、生活している方々の視点に立つことが大事である。
- ・ 地域活動を行うにあたっては、少しずつ大きな圏域を設定していき、圏域の規模ごとに相応の役割を与えるのが良いのではないか。
- ・ 地域活動をする場合に、住んでいる立場で、サービスが行き届き人のふれあいが生じるには自ずと限度があるので、この大きさに応じた体制、ネットワークづくりが是非必要と思う。

2 地域福祉コーディネーターの設置

(1) 施策の必要性

地域福祉の活動では、高齢化の進行や関係団体との連携が十分に図られていないことなどから、活動が思うように進まないといった状況や住民では対応できない事例に直面することもあります。

このようなことから、活動が円滑に進むよう、地域におけるネットワークづくりをはじめとする地域の福祉課題を解決するための調整役が求められます。

(2) 施策の進め方

地域福祉コーディネーターの役割や配置について、地域の実情を踏まえ、行政の支援のもとに社会福祉協議会と関係団体が連携を図りながら適切な人材を確保していきます。

【策定委員会での意見】

- ・ 地域の活動は、専門的な視点を持った人が地域に入ってコーディネートし、促進していかなければ函館市全体の地域福祉が根付いていかない可能性がある。
- ・ 小さな地域で活動している団体を発掘してその情報を集約し、それをつなげていくコーディネーターの役割を誰がどのような形で担っていくかということを鮮明にする必要がある。
- ・ 地域包括支援センターに地域の社会資源を掘り起こしてつなげていくための組織者（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域における公的な団体から小さな民間団体までつなげていくネットワーク・組織づくりができれば、地域福祉の拠点的な役割を果たしていけるのではないかと。
- ・ 地域福祉コーディネーターについては、社会福祉協議会がそのような人材を抱え、地域に入り込んで地域を組織化し、結果的に地域福祉の推進に活躍するのが本来の機能だと思う。

3 モデル地区での実践

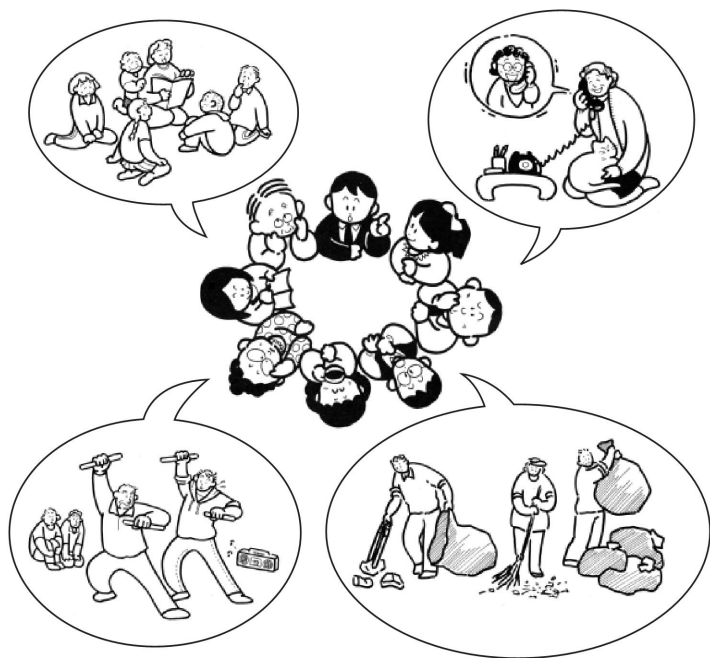
圏域の設定や地域福祉コーディネーターの配置については、その有効性や課題を見出すために、モデル地区を定めて実践し、その結果を検証したうえで区域の拡大に努めます。

VII 計画の推進

地域福祉を推進するためには、地域住民一人ひとりが地域福祉の意義と必要性を認識し、共に支え合う社会の一員であることを自覚して行動することが大切です。

地域福祉の推進にとって、あらかじめ用意された答えはなく、その答えも一つではありません。地域の住民や活動団体と行政が、それぞれの立場で知恵や力を出し合い、共に手を携えて、解決の途を見出し行動していくことが、その第一歩です。

計画の推進にあたっては、このような考え方が市民の間で共有され、積極的な活動につながるよう、地域懇談会等さまざまな機会を通じて地域福祉の理念の普及に努めるとともに、計画の進捗状況について、広く市民や関係団体等の参加・協力のもとに評価・検証をしていきます。



資料編

計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成20年 2月26日	○函館市地域福祉計画の取組状況調査実施
6月1日	○「函館市地域福祉計画策定委員会」設置 (委員20名, うち一般公募委員2名)
9月4日	○第1回 計画策定委員会開催 ・地域福祉計画について ・新計画策定の進め方について
9月30日 } 10月10日	○地域福祉計画地域懇談会開催(市内6地区, 7か所にて開催) ・取組状況調査結果報告, 意見交換
10月31日	○第2回 計画策定委員会開催 ・地域福祉の概念について ・地域懇談会での主な意見等について ・新計画に盛り込む事項について
12月16日	○第3回 計画策定委員会開催 ・新計画の内容の検討について
平成21年 1月8日	○第4回 計画策定委員会開催 ・新計画の内容の検討について
1月15日	○第5回 計画策定委員会開催 ・新計画案について
1月23日	○計画策定委員会から市へ検討結果報告書の提出
1月23日	○庁内関係各課へ計画(素案)に対する意見照会
2月3日	○関係部局長との協議
2月6日	○都市経営会議に計画(素案)の報告, 協議
2月10日	○市議会民生常任委員会に計画(案)の報告
2月13日	○計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 (計画(案)の概要を市政はこだてに掲載, 計画(案)を本庁・支所で配布し, 市ホームページに掲載 ~3月16日)
3月12日	○市議会民生常任委員会で計画(案)の協議

函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、市民の意見等を反映させるため、函館市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は、誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるよう、社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した地域福祉の推進を図るため、福祉および教育等関係者ならびに市民の参画のもとに幅広い視点から協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、福祉および教育等の関係者ならびに学識経験を有する者のうちから、市長が指定する。

- 2 委員のうち2人以内は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第7条 策定委員会に委員長1人および副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、策定委員会の会議の議長となる。
- 3 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、一定の地域を定めて、当該地域における福祉、教育、住民組織等の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

(平成21年1月15日現在)

氏 名	所 属 団 体 等
○ 池 田 俊 司	函館市民生児童委員連合会 老人専門部会長
落 合 保	中道第二町会在宅福祉委員会 委員長
金 谷 彊	函館市民生児童委員連合会 家庭児童専門部会長
亀 井 隆	函館社会福祉施設連盟 理事
木 下 恵 徳	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 理事
熊 坂 成 剛	函館市ボランティア連絡協議会 理事
後 藤 務	函館市民生児童委員連合会 障害者専門部会長
小 林 廣	湯川3丁目在宅福祉委員会 委員長
齊 藤 眞 樹	函館市地域包括支援センター連絡協議会 幹事長
○ 谷 口 利 夫	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
長 倉 邦 春	函館市PTA連合会 副会長
永 澤 和 枝	万代町在宅福祉委員会 委員長
中 村 秀 彰	一般公募
野 村 俊 幸	学校法人西野学園函館臨床福祉専門学校 専任講師
松 永 誠 一	函館市ボランティア連絡協議会 理事
◎ 三 浦 稔	函館大学 教授
三 谷 真 理	函館市地域包括支援センター連絡協議会 幹事
安 川 誠	函館市PTA連合会 副会長

(注) ◎印は委員長, ○印は副委員長を示す。

■ 第2次函館市地域福祉計画（平成21年3月発行） ■

発行：函館市
編集：函館市福祉部
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3289 FAX 0138-26-4090
印刷：ハコ一印刷株式会社
